

1 開催日時・開催形式

開催日時：令和8年1月20日(火) 11:00 ~ 12:00

開催形式：Web形式（事務局：国税庁）

2 出席者

総務省、地方税共同機構、金融庁、日本銀行、全国銀行協会、全国地方銀行協会、
第二地方銀行協会、国税庁（以上、構成員）

日本マルチペイメントネットワーク推進協議会（オブザーバー）

3 議題等

- 議題1：SNSを活用したキャッシュレス納付の推進PR施策の実施内容（意見交換）【国税庁】
- 議題2：キャッシュレス納付推進協議会における本会の設置（意見交換）【国税庁】
- 議題3：国税庁ホームページにおけるキャッシュレス納付関係ページの見直し（意見交換）【国税庁】
- 議題4：関係団体等との連携強化【国税庁】
- 議題5：手続手順の見直しによる業務の効率化（意見交換）【国税庁】
- 連絡事項

議題1 官民共同によるキャッシュレス納付のPR活動について

○ 意見交換事項

- 1月と5月にSNS等を活用した官民共同によるキャッシュレス納付のPR活動を実施するところ、各団体の実施内容について教えていただきたい。

1. 目的

納税者のスマホ納税等電子納付への移行を促すため、全国的な取り組みとしてキャッシュレス推進協議会の構成員（およびその管内の自治体、金融団体構成員の会員金融機関等。以下、PR活動参加者）が連携して、各自のSNSアカウント等を用いてPR活動を実施する。

2. 時期

2回に分けて実施。SNS等への投稿は、基準日を行うことをベースとしつつ、各PR活動参加者の事情に応じて、PR期間内に実施。

➤ 第1回

基準日 2026年1月9日（金）

PR期間 2026年1月9日（金）～30日（金）

対象 法人（中心）／国税・地方税両方

- 源泉所得税（国税）の納付時期（毎月10日。年2回納付の場合、7～12月分を翌年1月20日までに納付。）と、個人住民税（地方税）の納付時期（毎月10日まで）に合わせて実施する。

➤ 第2回

基準日 2026年5月1日（金）

PR期間 2026年5月1日（金）～22日（金）

対象 法人・個人／国税・地方税

- 国税の法人税・消費税（原則5月末納付期限）、地方税の自動車税（種別割）（5月末納期限）・軽自動車税（種別割）（5月末納期限）・固定資産税（第1期）に合わせて実施する。

SNSを活用したキャッシュレス納付の推進PR施策

3. 投稿内容

投稿内容等は、構成員間における大枠の合意案であり、PR活動参加者の属性や事情に応じて、修正または追加を行うことは差し支えないものとする（必ずしも同一である必要はない）。

(1) 投稿文・ハッシュタグ

➤ 第1回

／

📢 #キャッシュレス納付 始めませんか？

＼

毎月10日は、所得税・住民税（特別徴収分）の納付時期です！
金融機関や税務署、市区町村の窓口に行かなくても、
キャッシュレス納付ならどこでもスマート完結♪

詳細はこちらの動画をチェック👉

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=vtIAazhJV0U>

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=WuBmqSoGTME>

#所得税 #住民税 #確定申告 #eTax #eLTAX

SNSを活用したキャッシュレス納付の推進PR施策

➤ 第2回



📢 その場でサクッと！ #キャッシュレス納付



#法人税 や #消費税 、 #自動車税、 #軽自動車税 、 #固定資産税 の納付は
金融機関や税務署、都道府県・市区町村の窓口に行かなくても、
自宅やオフィスからスキマ時間でスマート完結♪

詳細はこちらの動画をチェック👉

URL : <https://www.youtube.com/watch?v=WuBmqSoGTME>

URL : <https://www.youtube.com/watch?v=vtIAazhJV0U>

#確定申告 #eTax #eLTAX

SNSを活用したキャッシュレス納付の推進PR施策

(2) 添付画像

画像は、直近のキャッシュレス納付推進利用勧奨リーフレットの1頁目（下画像）を添付する。

- 本画像について、二次加工や本件以外の目的での使用はご遠慮いただきたい。



国や地方公共団体は、より便利で効率的な社会の実現を目指し、金融機関と協力してキャッシュレス納付の推進に取り組んでいます。

SNSを活用したキャッシュレス納付の推進PR施策

(3) 動画のリンク

➤ 国税

使うと便利なキャッシュレス納付方法のご案内【国税庁】

<https://www.youtube.com/watch?v=vtIAazhjv0U>

➤ 地方税

eL-QRでいつでもどこでもキャッシュレス納付 利便性周知編【地方税共同機構】

<https://www.youtube.com/watch?v=WuBmqSoGTME>

(4) 投稿の運用

- 各構成員およびPR活動参加者による投稿は、他の構成員およびPR活動参加者の投稿のリポスト・引用でも差し支えない。
- SNSアカウントを運用していない構成員およびPR活動参加者は、メルマガやニュースリリースなど他のチャネルによる発信でも差し支えない。
- 管内の自治体、金融団体構成員の会員金融機関等へは、各構成員から協力を呼び掛ける（管内の自治体、金融団体構成員の会員金融機関等の対応は、協力ベース）。

SNSを活用したキャッシュレス納付の推進PR施策

【参考】 1回目と2回目の投稿イメージ

📣 #キャッシュレス納付 始めませんか？

毎月10日は、所得税・住民税（特別徴収分）の納付時期です！

金融機関や税務署、市区町村の窓口に行かなくても、キャッシュレス納付ならどこでもスマート完結♪

詳細はこちらの動画をチェック 📌

URL : <https://www.youtube.com/watch?v=vtIAazhjvOU>

URL : <https://www.youtube.com/watch?v=WuBmqSoGTME>

#所得税 #住民税 #確定申告 #eTax #eLTAX



📣 その場でサクッと! #キャッシュレス納付

#法人税 や #消費税、#自動車税、#軽自動車税、#固定資産税 の納付は、金融機関や税務署、都道府県・市区町村の窓口に行かなくても、自宅やオフィスからスキマ時間でスマート完結♪

詳細はこちらの動画をチェック 📌

URL : <https://www.youtube.com/watch?v=WuBmqSoGTME>

URL : <https://www.youtube.com/watch?v=vtIAazhjvOU>

#確定申告 #eTax #eLTAX



議題2 キャッシュレス納付推進協議会における本会の設置について

1 概要

- キャッシュレス納付の更なる推進に向けた機運を高めるため、令和6年5月30日(木)に関係する23団体等の共同で「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言式」を開催し、当該宣言を機に、キャッシュレス納付の課題や事業者ニーズの把握、取組方法の協議、利用勧奨ツールや利用勧奨方法の見直しなど各種施策の企画・立案をすることを目的として、関係者により「キャッシュレス納付推進協議会」（以下「協議会」という。）を発足
- キャッシュレス納付推進協議会については、総務省、地方税共同機構、金融庁、日本銀行、全国銀行協会、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会に国税庁を加えた8団体等で実施しており、国税庁が事務局を務めている。
- 年間3回（9月、1月、5月）の開催を行っており、これまで5回を行っている。

2 問題点

- 団体等の垣根にとらわれることなく、闊達な議論を行うことができるように、協議会の出席者は部署等の責任者級ではなく、担当者級として実施しているところ、協議会において重要な意思決定が行えないため、課題や取組事例、連絡事項などの発表の場となっているほか、成果としては計表の更新のみとなっており、目に見えた成果として外部にアピールができていない状況である。

3 本会設置

- 協議会について、1年間の取組みを報告するとともに、今後の方針や重要事項の決定を行う場として、本会を設置することとする。
- なお、現在開催している協議会については、取組検討分科会（仮称）と改めた上で、年3回のうち、2回を検討分科会（担当者級）、1回を本会（責任者級）の開催とする。

議題2 キャッシュレス納付推進協議会における本会の設置について

4 本会の開催内容（案）

(1) 開催時期

- ・ 毎年5月の開催とする。

（理由）

- ・ 構成員のほとんどが4月の人事異動であるため、改めて新メンバーに取組み状況を報告するとともに、新メンバーで重要事項を決定する
- ・ 協議会設置の契機である推進宣言式を5月に実施している

(2) 出席者

- ・ 必ず担当部署の責任者級の出席を求めるものとする。

官 公 庁：部長・審議官級

金融団体：専務理事・常務理事等級

（参考）

国 税 庁：徴収部長

- ・ なお、やむを得ず責任者級の出席が難しい場合は、代理出席でも可とするが、意思決定ができるものとする。

(3) 主な実施事項

- ① 協議会の趣旨説明・構成員の紹介
- ② 前年開催内容の報告
- ③ 重要事項（外部公表資料等）の報告・承認
- ④ 新たに加わる団体等や会則の変更があればその承認

5 その他事項

- 基本的な検討事項は、引き続き、分科会で実施するとともに、必要に応じて、臨時の分科会の開催も可能とする。

議題2 キャッシュレス納付推進協議会における本会の設置について

○ 意見交換事項

- 本会の開催内容（案）について、出席者や実施事項等について問題ないか意見^(※)をお願いしたい。

(※) 本会設置の是非を問うものではないことに注意願います。

議題4 関係団体等との連携強化について

- ▶ 社会全体のデジタル化を推進し、キャッシュレス納付を普及していくためには、国税当局だけでなく、地方公共団体や金融機関などの関係者と協力しながら、地域全体で進めていく方が、より効果的である。
- ▶ このため、各国税局においても、地方自治体や財務局と連携・協調した取組を行っているが、更なるキャッシュレス納付割合の向上のため、国税庁と総務省、地方税共同機構及び金融庁と連携した取組について協議等を行っている。

1 税務署と地方自治体の連携強化に向けた取組み

- キャッシュレス納付推進協議会（令和7年9月30日開催）を通じて、国税庁から全構成員に対して、キャッシュレス納付の利用拡大に向けた更なる連携・協調を依頼
- 地方税共同機構が主催する全国連絡会議（令和7年11月20日開催）を通じて、国税庁から全国の自治体に対し、キャッシュレス納付の推進に向けた連携・協調した取組みの実施を依頼
- 総務省と地方自治体に向け、共同で会議等が開催できないか検討
- 地方税共同機構と、e-Tax・eLTAXの共同説明会や都道府県設置の協議会等の出席について検討

2 金融機関との連携強化に向けた取組み

- 金融庁を通じて、財務局長会議（令和7年11月5日・6日開催）に出席し、国税庁から財務局、財務事務所に対し、キャッシュレス納付の利用拡大に向けて金融機関と連携した取組が円滑に行われるように取組の後押しを依頼
- 財務局・財務事務所に対し、金融機関との懇話会等で使用できる資料を提供（令和7年11月14日）

《国税局と金融機関が連携した取組例》

- ① 金融機関主導で、研修会の開催や他の金融機関との意見交換会を開催【金沢国税局など】
- ② 金融機関に要請し、無人ATM店舗等においてキャッシュレス納付の実施方法のショート動画の放映や電子納税セミナーの開催を実施【東京国税局など】
- ③ 「キャッシュレス推進デー」に、金融機関に職員を派遣し、キャッシュレス体験コーナーを活用して窓口での利用勧奨を実施【熊本国税局など】

参 考

財務大臣挨拶

全国財務局長会議の開催に当たりまして、御挨拶申し上げます。

日本経済については、緩やかに回復しておりますが、潜在成長力は伸び悩み、米国関税措置に関する日米協議は合意には至ったものの世界経済にはまだ不透明感があります。こうした中、食料品を中心とした物価高が当面の景気下押しリスクとなっています。

これらを踏まえまして、高市総理から、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の強化、この3つを柱とする「総合経済対策」を策定して、補正予算を提出することについて御指示があったところであり、与党とも十分連携し、党派を超えた議論も踏まえて、経済対策の取りまとめ作業を速やかに行ってまいります。

令和8年度予算、及び経済対策に基づく補正予算の編成においては、物価高への対応など重要課題への対応が求められており、難しいものになると考えております。こうした中、「責任ある積極財政」の考え方に基づく経済・財政運営を行い、経済・財政新生計画に基づき歳出・歳入両面の改革を推進し、経済再生と財政健全化との両立を図ってまいりたいと考えております。

地域経済につきましても、従来どおり、各財務局からの御報告を基に、管内経済情勢報告の結果として取りまとめ、今回の総括判断は「一部に弱さがみられるものの、緩やかに回復しつつある」として、前回から判断を「据え置き」といたしました。

管内経済情勢報告は、各地域の経済動向を俯瞰的に把握することができる、非常に有益な報告であると考えております。

各財務局・財務事務所において、米国の関税措置による地域経済への影響を含め、地域の経済や産業の状況について、きめ細かな把握と分析をお願いいたします。

また、高市総理から「対日直接投資審査を高度化する枠組みの検討」を御指示いただいているとおり、現下の厳しい安全保障環境の中、対内直接投資を通じた技術流出の防止は非常に重要な政策課題となっております。経済安全保障の観点から、対内投資審査制度の実効性も向上させていく必要があり、財務局における活動は益々重要なものとなっております。引き続き、地方支分部局間で連携しつつ、地域企業へのアウトリーチ等を通じて、投資審査制度の周知と情報収集をお願いします。

最後に金融行政について申し上げます。

人口減少・少子高齢化が進行する中で、地域が持続的に発展していくためには、地域金融機関に対しては、有望なプロジェクトへの資金供給にとどまらず、地域事業者へのM&Aや事業承継、事業再生支援、地域に必要な事業・人材の呼び込み、地域企業のDX支援等を通じて、地域経済に貢献する「地域金融力」の更なる発揮が求められており、政府としてもこれを強力に推進する必要があると考えております。

その際には、こうした地域金融力の担い手として期待される地域金融機関等が、その役割を十分に発揮できるための環境整備もあわせて進める必要があります。具体的には、資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保等を含む資本参加制度や資金交付制度の期限延長・拡充などを検討してまいります。

現在、金融審議会において御議論いただいているところですが、それも踏まえ、今後、私の下で、関連施策をパッケージ化した「地域金融力強化プラン」を年内に策定する予定です。同プランを強力に推進していくためには、全財務局の皆様のお力が不可欠でございますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、国税の非対面・非現金等による納付方法であるキャッシュレス納付の利用拡大についても金融機関との接点を活かし、国税局と連携して周知や後押しをお願いします。

以上、様々申し上げましたが、これらの点を踏まえ、今後とも一層の努力をもって職務にあたっていただくようお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。



キャッシュレス納付の推進

- 令和2年7月17日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において、キャッシュレス決済比率を令和7年6月までに4割程度とするという政府目標が掲げられ、キャッシュレス手続の推進を図ることとされている。
- キャッシュレス納付を推進することは、納税者の利便性向上、業務の効率化及び現金管理等に伴う社会全体のコスト縮減など、納税者、金融機関、地方税や国税当局などの官公庁のいずれにもメリットがある。
- このため、国税庁では令和8年度までにキャッシュレス納付割合を54%とする目標を設定し、キャッシュレス納付の利用拡大に向けて取り組んでいる。
- 国税のキャッシュレス納付を推進するためには、地方税の特別徴収と親和性があり、特に、納付件数の多い源泉所得税のキャッシュレス納付の割合を上げることが重要であるため、金融機関や税理士会、関係民間団体など関係者と認識を共有し、協力しながら取組を進めていくことができるように、令和8年度までに利用割合を36%とする目標を新たに設定した。
- 具体的には、本年3月にe-Taxホームページに開設した「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を活用し、納税者自身にキャッシュレス納付の利便性を体験してもらったり、金融機関職員の方に研修資料として利用してもらうなど、体験型の利用勧奨に取り組んでいくこととしている。
- しかしながら、納付書を使用する非キャッシュレス納付の利用割合については、銀行窓口での納付が約半数を占めており、こうした納税者をキャッシュレス納付へ移行するためには、金融機関を監督する金融庁や財務局、財務事務所が金融機関の業務改革を推進する観点から、こうした取組を後押ししていただくことで、より実効性のあるものと思料。

事業者や金融機関における納税等事務のデジタル化 (キャッシュレス納付等)

- 経済社会のデジタル化の進展により税務環境が大きく変化する中、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」に向けて、国税庁では **e-Tax活用を中心とした非対面・非現金等の納税 (キャッシュレス納付)** を勧奨している。
- 事業者にとっては、納税を含めた経理・会計業務が一貫してデジタル化されることで、単純誤りの防止による正確性の向上のほか、銀行窓口での手続き等のコスト縮減、また業務効率化や生産性向上が見込まれる。
- 金融機関にとっても、窓口事務の合理化に資するものであるほか、店舗統廃合や新たな営業機会の創出、デジタル化による新たな金融商品の提供により事業者が金融機関を選択する際に、親和性がある取組として選好されることも考えられる。

《デジタル化によるメリット ～ 源泉所得税の場合 ～》

	従来 (金融機関等窓口での納付)	デジタル化 (キャッシュレス納付)
納付手段・手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書面の納付書 (徴収高計算書と納付書の一体化様式) ・ 金融機関窓口での納付  <p>源泉所得税については、対面により徴収高計算書の提出 (金融機関を経由して税務署へ連絡) と納付手続を同時に行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンラインで徴収高計算書の作成 ・ インターネットバンキングなど、オンラインによる電子納税 (キャッシュレス納付)  <p>(参考) 国税のキャッシュレス納付手段 ① ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替) ② インターネットバンキング (オンライン口座) 納付 ③ スマホアプリ納付 (PayPayなど) ④ クレジットカード納付</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与計算後に書面の徴収高計算書の作成 (書類作成負担) ・ 人事担当と経理担当間で書面の徴収高計算書のやり取りが必要 ・ 金融機関に出向いて納付 (来店負担) ・ 現金の取扱業務 (現金紛失のリスク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与計算の一環で徴収高計算書の作成ができ、簡単な操作で事業所から納税までできるため、金融機関への来店が不要となり、以下のメリットが生じる。 ① 時間や経費の削減による経理業務の効率化 ② データ管理による経理の透明性を確保 ③ システムによる一貫処理により正確性の向上 ④ 現金取扱リスクの軽減
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口における対面での対応 (対応者の確保) ・ 徴収高計算書の記載内容の確認 (受入負担) ・ 徴収高計算書 (控) の保管 (書類の保管コスト) ・ 現金の取扱業務 (現金紛失のリスク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンラインによる電子納税の利用により、来店者の減少が見込まれ、以下のメリットが生じる。 ① 窓口の混雑緩和・窓口事務の削減 ② ペーパーレスによる事務コストの削減 ③ 現金取扱リスクの軽減

キャッシュレス納付の推進

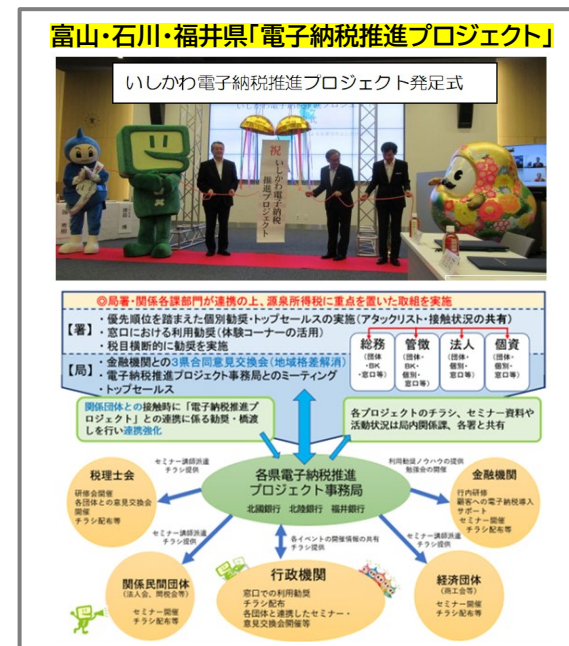
北國銀行との意見交換より作成

○ キャッシュレス納付を推進する金融機関のメリット

- 来店者数の削減
窓口の混雑緩和と顧客満足度向上を同時に実現
- 業務効率化
電子化による顧客、金融機関及び税務当局の事務負担軽減
- 経営戦略との連動
新たな営業機会の創出と店舗統廃合対策
- 顧客のさらなるデジタルツールの促進
キャッシュレス納付導入を呼び水として顧客のデジタルツール導入を促進

○ キャッシュレス納付を推進する上で金融機関が必要なこと

- 現状の把握
 - ・ 国税の納付の半数近く(47.9%)が金融機関の窓口で領収されているという現状を把握することで、当事者意識を持ち、改善に向けての目的意識を持ってもらう
- 金融機関職員の自信の醸成
 - ・ キャッシュレス納付について、金融機関以外のシステムも使用することから、「キャッシュレス納付は難しい」という先入観を持っている金融機関職員が多いため、勉強会や本部のサポートにより意識を変えてもらう
- 目的意識とモチベーション強化
 - ・ 来店している顧客がキャッシュレス納付を利用することで、確実に来店者を削減でき、自身の業務負担の軽減を実感することで、目的意識を持ち、自発的な利用勧奨を促す環境を構築してもらう
 - ・ キャッシュレス納付を利用した顧客から時間と手間を省けたという感謝の声を共有し、やりがいを感じる機会を増やすことで、モチベーションを高め、顧客目線での勧奨を実現してもらう



関係団体等と連携・協調した取組

- 現金による納付の大半は、金融機関窓口での納付が占めていることから、金融機関、関係民間団体、地方公共団体、税理士等とも連携・協調の上、キャッシュレス納付の利用勧奨に取り組む必要がある。
- こうした意識の下、令和6年5月30日にキャッシュレス納付の更なる推進に向けた機運を高めるため、関係する23団体共同で「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言式」を開催。
- また、この宣言式を機に、キャッシュレス納付の課題や事業者ニーズの把握、取組方法の協議、利用勧奨ツールや利用勧奨方法の見直しなど各種施策の企画・立案をすることを目的として、関係者により「キャッシュレス納付推進協議会」を発足、組織横断的な課題の解決に向けて協議を実施している。



(参考1) 国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言共同宣言者

国税庁、総務省、地方税共同機構、金融庁、日本銀行、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会、農林中央金庫、マルチペイメントネットワーク推進協議会、マルチペイメントネットワーク運営機構、日本税理士会連合会、全国青色申告会総連合、全国法人会総連合、全国間税会総連合会、全国納税貯蓄組合連合会、納税協会連合会、全国知事会、全国市長会、全国町村会

(注) 太字・下線の団体等は、キャッシュレス納付推進協議会の構成メンバー

(参考2) 地域のキャッシュレス納付推進協議会の設置状況 (令和7年10月現在)

40の都府県においてキャッシュレス推進協議会が設置

(参考2) 金融機関と連携した取組事例 (金融機関主導による意見交換会の開催)

- 金融機関主導で他の金融機関との意見交換会。
- オンライン研修会など、県内の金融機関、行政機関、法人会、税理士団体、経済団体が参加。

北國銀行が電子納税を通じた地域のデジタル化、生産性向上をリード！

税務署とのキャッシュレス納付研修会(2023年11月)

金沢税務署の職員が講師となり、オンライン研修会を開催。全営業店の行員約280名が参加し、キャッシュレス納付の意義やe-Taxを使用したダイレクト納付の方法、窓口対応などについて学習。

他金融機関向け研修(2023年12月～)

北國銀行が講師となって他の金融機関あてにキャッシュレス納付の利用促進のための研修を実施。顧客へのキャッシュレス納付の説明方法や実機の操作方法などを説明し、担当者のスキルの底上げを図りました。



行内勉強会の様子

石川県の国税のキャッシュレス納付率は全国1位！

北國銀行は、行内で、継続的に勉強会を実施することで、行員の電子納税に関する知識や実効的なスキルを向上。こうした地道な取り組みが結実。

- ✓ 全営業店の窓口担当者向け勉強会を開催
- ✓ 法人担当者向けに、**お客様のキャッシュレス納付導入サポート**の実地研修を実施
- ✓ 本部の担当者が営業店に常駐し、**お客様への説明を実演**

さらに今年度、「**いしかわ電子納税推進プロジェクト**」を立上げ！

- ✓ 県内の金融機関、行政機関、法人会、税理士団体、経済団体が参加予定
- ✓ **電子納税の普及を通じて、地域全体のデジタル化を進め、生産性向上の実現を目指す**
- ✓ **共通チャシの活用、セミナー等の開催**を通じ、電子納税に関する情報提供や導入支援を推進

(参考2) 金融機関と連携した取組事例 (ATM店舗のショート動画の放映・セミナー開催)

- 無人ATM店舗等においてキャッシュレス納付の実施方法のショート動画の放映や電子納税セミナーの開催を実施。

銀行ATMコーナーでのショート動画の放映

金融機関のATMコーナーに設置されたモニターで、国税局が作成したキャッシュレス納付のショート動画を放映し、列に並んだ顧客の待ち時間を利用し、国税の納付手段をアピール

銀行との共同セミナーの実施

金融機関(三菱UFJ銀行)・地方自治体(東京都)と共同で、国税・地方税の電子納税導入のためのセミナーを開催し、金融機関窓口で納付している顧客をキャッシュレス納付に誘導

電子納税導入セミナー2025

参加費 無料

【国税・地方税のキャッシュレス納付】

【セッション1】
国税(e-Tax)のキャッシュレス納付
講師: 東京都税務局

【セッション2】
地方税(eLTAX)のキャッシュレス納付
講師: 東京都主税局

世界が進むチカラになる。

三菱UFJ銀行 MUFG

(参考2) 金融機関と連携した取組事例 (国税職員による金融機関ブースでの利用勧奨)

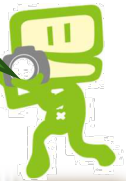
- 「キャッシュレス推進デー」に、金融機関に職員を派遣し、キャッシュレス体験コーナーを活用して窓口での利用勧奨を実施。



令和7年8月8日(金)9時~15時の間、大分銀行別府支店内に特設ブースを設置。また、近隣支店の来客状況から、北浜支店と石垣支店にも急ぎよ、臨時でブースを設置し、源泉所得税を納付するために来店した納税者に対し声掛けを行いました。

別府税務署

取組はニュースで放送され、さらに新聞にも掲載されました!

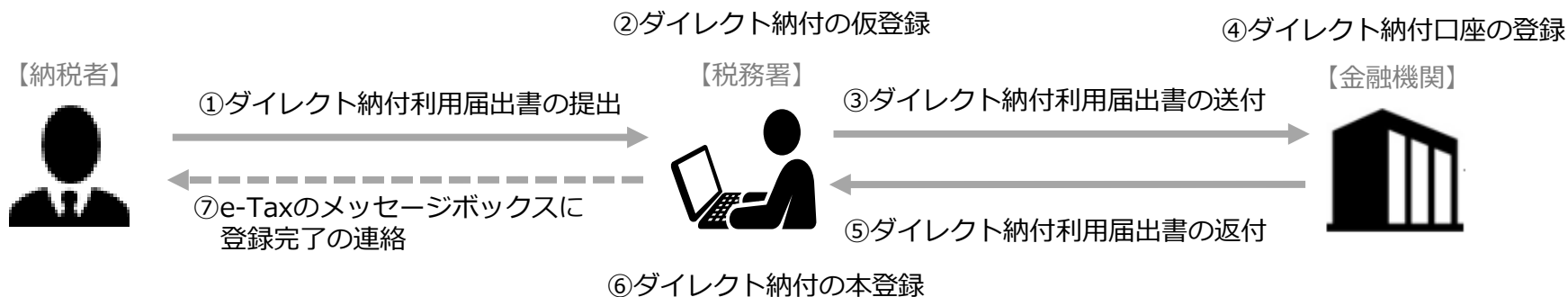


大分税務署

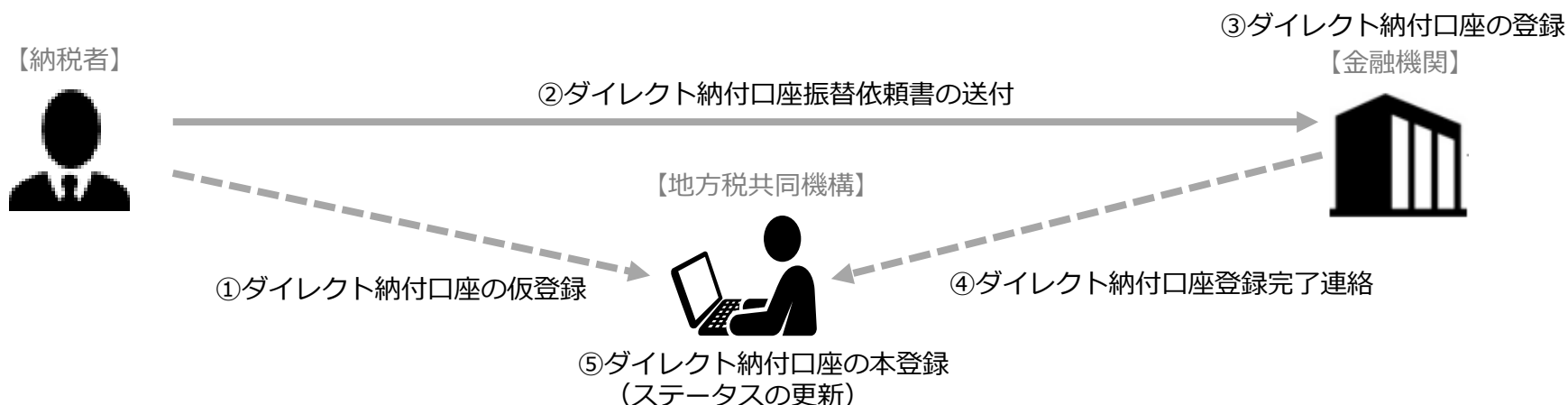
令和7年7月10日(木)9時~15時の間、大分銀行本店内に特設ブースを設置し、源泉所得税を納付するために来店した納税者に対し声掛けを行いました。

議題5 ダイレクト納付に係る業務手順の見直しについて

○ 国税のダイレクト納付利用届出書の取扱い（現行）

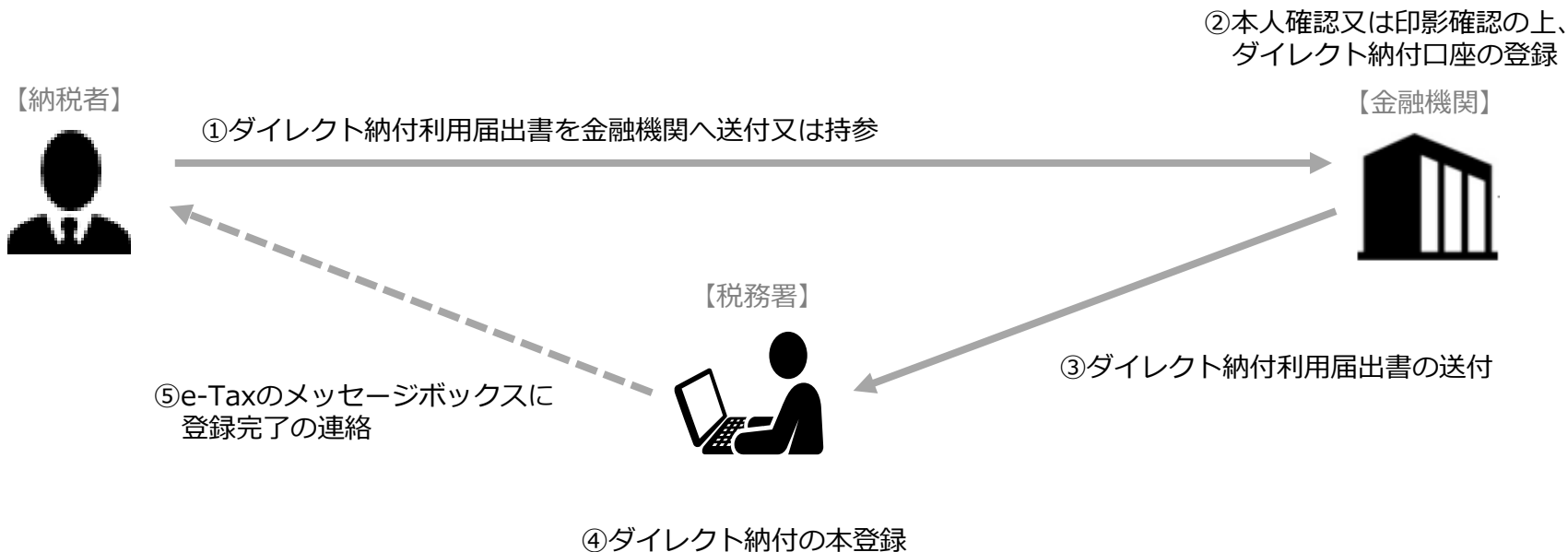


(参考) 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書の取扱い



議題5 ダイレクト納付に係る業務手順の見直しについて

○ 国税のダイレクト納付利用届出書の一部取扱の変更（国税庁案）



《納税者のメリット》

- 先に金融機関に送付することで、初期段階での保持口座誤りや預貯金口座番号の誤りが是正可能
- 金融機関窓口での提出の場合、その場で本人確認ができるため、金融機関届出印の持参が不要

《金融機関のメリット》

- 税務署を通しての口座番号や印鑑相違によるやり取りが不要
- 他の手続の際に、併せて利用勧奨・登録が可能

《税務署のメリット》

- 仮登録が不要
- 口座番号や印鑑相違によるやり取りが不要

議題5 ダイレクト納付に係る業務手順の見直しについて

○ 意見交換事項

- 更なるキャッシュレス納付の利用拡大及び金融機関・税務署の事務の効率化のため、国税のダイレクト納付利用届出書の取扱いについて、一部変更する国税庁（案）について、意見を頂きたい。